

# 事業報告書

## 女性に対する暴力をなくす運動期間イベント 【女性のための総合相談 in ているる】

期間	令和4年11月26日（土）13:00～15:30
会場	沖縄県男女共同参画センター「ているる」1階
目的	国は、毎年11月12～25日(25日は女性に対する暴力撤廃国際日)を「女性に対する暴力をなくす運動」期間としている。 そこで、夫・パートナーからの暴力の被害を受けている人たちや身近な困りごとをなかなか相談できない人たちを孤立させず、「相談」は、気軽にでき、誰にでも開かれているということの周知を図ることを目的に、沖縄県男女共同参画センター「ているる」で、様々な相談を受ける「総合相談」を実施する。
会場	沖縄県男女共同参画センター「ているる」 1階：ホール、相談室1、2、ふれあいサロン、応接室2、活動室 ※活動室は予約なしのため中止となった。
対象	相談のある女性
相談対応者	鎌田 晋（かまた しん）氏（弁護士 真喜屋法律事務所） 橋本 典子（はしもと ふみこ）氏（弁護士 法テラス沖縄法律事務所） 長崎 文江（ながさき ふみえ）氏（みえばしクリニック院長） 新城 優子（しんじょう ゆうこ）氏（司法書士 司法書士法人想い樹） 宮城 美那子（みやぎ みなこ）氏（コザ児童相談所相談班長）→予約0のため中止
定員	・離婚、DV、国際結婚・離婚等に関する法律相談 8名（1人30分） ・こころの相談 4名（1人30分） ・子育て・児童問題等に関する相談 4名（1人30分）→予約なしのため中止 ・相続や借金に関する相談 4名（1人30分）
相談件数	計 13名 内訳： ・離婚、DV、国際結婚・離婚等に関する法律相談：8名 ・こころの相談：4名 ・子育て・児童問題等に関する相談：0名 ・相続や借金に関する相談 1名
主催	沖縄県・公益財団法人おきなわ女性財団

以上